### 第 7 号議案

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の件 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月13日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 神戸市職員の給与等に関する条例(昭和26年3月条例第8号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前					
(昇給等の基準)	(昇給等の基準)					
第4条 [略]	第 4 条 [略]					
2~4 [略]	2~4 [略]					
5 前2項の規定により号給を決定す	5 前2項の規定により号給を決定す					
る場合において、他の職員との権衡	る場合において、他の職員との権衡					

とができる。

6 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日(以下「昇給日」という。)に、人事委員会規則で定める期間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。

#### 7 [略]

8 前項の規定にかかわらず、55歳 (人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における第6項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

#### $9 \sim 12$ [略]

13 地方公務員の育児休業等に関する 法律(平成3年法律第110号)第6 条第1項第1号により採用された職員(以下「育児休業代替任期付職員」という。)の職務の級は、別表 第7の左欄に掲げる給料表の種類に ができる。

6 職員(指定職給料表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、人事委員会規則で定める日(以下「昇給日」という。)に、人事委員会規則で定める期間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

#### 7 [略]

8 55歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

## 9~12 [略]

応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる 職務の級に限る。

- 14 法第22条の2第1項第2号に掲げ 13 法第22条の2第1項第2号に掲げ る職員(以下「フルタイム会計年度 任用職員」という。)の職務の級 は、人事委員会規則で定める者を除 き、別表第8の左欄に掲げる給料表 の種類に応じ、それぞれ同表の右欄 に掲げる職務の級に限る。
  - る職員(以下「フルタイム会計年度 任用職員」という。)の職務の級 は、人事委員会規則で定める者を除 き、別表第7の左欄に掲げる給料表 の種類に応じ、それぞれ同表の右欄 に掲げる職務の級に限る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改 正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

#### 改正後

## 別表第1 行政職給料表(第3条関係)

職員	職務の	1級	2級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級	8級
の区	級								
分	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
[略	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
]									
定年		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
前再		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
任用		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	360,600	410,500	[略]
短時						(327,0			
間勤						00)			
務職						(381,0			
員						00)			

# 備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

別表第2 消防職給料表 (第3条関係)

#### 改正前

### 別表第1 行政職給料表(第3条関係)

職員	職務の	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級	8 級
の区	級								
分	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
[略	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年		基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給	基準給
前再		料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
任用		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	327,000	393, 200	[略]
短時									
間勤									
務職									
員									

## 備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に<u>1,000円</u>をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 消防職給料表(第3条関係)

職員の	職務の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区分	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \							
	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
短時間		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	360,600	410,500
勤務職						(327,00		
員						0)		
						(381,00		
						0)		

# 備 考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前 再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に3,000円をそれ ぞれ加算した額とする。
- 3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧 内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるもの に適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委 員会規則で定めるものに適用することができる。

別表第4 医療職給料表(第3条関係)

# ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の	職務	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
区分	の級						
	号 給	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額
[略]							

職員の	職務の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
区分	             							
	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用		月額	月額	月額	月額	月額	月額	月額
短時間		[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	327,000	393, 200
勤務職								
員								

# 備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に<u>1,000円</u>をそれぞれ加算した額とする。

別表第4 医療職給料表(第3条関係)

# ア [略]

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料	給料	給料	給料	給料	給料
		月額	月額	月額	月額	月額	月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

定年前	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用	月額	月額	月額	月額	月額	月額
短時間	[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	360,600
勤務職					(327,000	
員					)	
					(381,000	
					)	

# 備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に3,000円をそれぞれ加算した額とする。
- 3 この表における括弧内の給料月額は、職務の特殊性を考慮して、上段の括弧内の給料月額は専門役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用し、下段の括弧内の給料月額は調査役及びこれに準ずる者として人事委員会規則で定めるものに適用することができる。

定年前	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用	月額	月額	月額	月額	月額	月額
短時間	[略]	[略]	[略]	[略]	303,600	327,000
勤務職						
員						

# 備考

- 1 [略]
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、この表の額に<u>1,000円</u>をそれぞれ加算した額とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後	
別表第6	級別基準職務表	(第3条関
係)		

(1) 行政職給料表級別基準職務表

職務	基準となる職務
の級	
[略]	[略]
5 級	係長 <u>、調査役又は専門役</u> の職
	務
[略]	[略]

(2) 消防職給料表級別基準職務表

職務	基準となる職務
の級	
[略]	[略]
5 級	係長 <u>、調査役又は専門役</u> の職
	務
[略]	[略]

- $(3) \sim (8)$  「略]
- (9) 医療職給料表(2)級別基準職務表

職務 基準となる職務

別表第6級別基準職務表(第3条関係)

改正前

(1) 行政職給料表級別基準職務表

職務	基準となる職務
の級	
[略]	[略]
5 級	係長の職務
[略]	[略]

(2) 消防職給料表級別基準職務表

職務	基準となる職務
の級	
[略]	[略]
5 級	係長の職務
[略]	[略]

- (3)~(8) [略]
- (9) 医療職給料表(2)級別基準職務表

職務 基準となる職務

の級	
[略]	[略]
5 級	係長 <u>、調査役又は専門役</u> の職
	務
[略]	[略]

別表第7 育児休業代替任期付職員の 職務の級 (第4条関係)

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	1級及び2級
消防職給料表	1級及び2級
教育職給料表(2)	1級及び2級
教育職給料表(3)	1級及び2級
教育職給料表(5)	1級及び2級
医療職給料表(1)	1 級
医療職給料表(2)	1級及び2級

<u>別表第8</u> [略]

の級 [略] [略] 5級 係長の職務 [略] [略]

別表第7 [略]

(職員退職手当金条例の一部改正)

第2条 神戸市職員退職手当金条例 (昭和24年9月条例第147号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

(職員)

第2条 [略]

2 [略]

3 前項に定めるものを除くほか、職 員以外の者のうち神戸市職員の勤務 時間、休暇等に関する条例(平成6 年12月条例第31号) 第7条に規定す る正規の勤務時間以上勤務した日 ( 法 令 又 は 条 例 若 し く は こ れ に 基 づ く執行機関の規則その他の規程によ り、勤務を要しないこととされ、又 は休暇を与えられた日を含む。)が 18日(1月間の日数(神戸市の休日 を定める条例(平成3年3月条例第 28号) 第2条第1項各号に掲げる日 の日数は、算入しない。)が20日に 満たない日数の場合にあつては、18 日から20日と当該日数との差に相当 する日数を減じた日数。)以上ある 月が引き続いて6月を超えるに至つ たもので、その超えるに至つた日以 後引き続き当該勤務時間により勤務 することとされているものは、職員 とみなして、この条例<u>(第9条第1</u> 項第2号による退職に係る部分を除 <u>く。)</u>の規定を適用する。ただし、 地方公務員法第22条の2第1項第1 号に掲げる職員については、この限

(職員)

第 2 条 [略]

2 「略]

3 前項に定めるものを除くほか、職 員以外の者のうち神戸市職員の勤務 時間、休暇等に関する条例(平成6 年12月条例第31号) 第7条に規定す る正規の勤務時間以上勤務した日 (法令又は条例若しくはこれに基づ く執行機関の規則その他の規程によ り、勤務を要しないこととされ、又 は休暇を与えられた日を含む。)が 18日(1月間の日数(神戸市の休日 を定める条例(平成3年3月条例第 28号) 第2条第1項各号に掲げる日 の日数は、算入しない。)が20日に 満たない日数の場合にあつては、18 日から20日と当該日数との差に相当 する日数を減じた日数。) 以上ある 月が引き続いて6月を超えるに至つ たもので、その超えるに至つた日以 後引き続き当該勤務時間により勤務 することとされているものは、職員 とみなして、この条例<u>(第9条中行</u> 政整理による退職及び定年に達した ことによる退職に係る部分を除 く。)の規定を適用する。ただし、 地方公務員法第22条の2第1項第1

りでない。

(退職日給料月額)

第 5 条 この条例で<u>「退職日給料月</u> <u>額」</u>とは、職員の退職又は死亡の日 における給料の月額をいう。

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、第8条から第9条の3まで及び第9条の5から第9条の7までの規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 「略]

 $2 \sim 6$  「略]

- 7 前各項の規定により計算した在職期間において、1年に満たない端数が生じるときは、6箇月未満はこれを切り捨て、6箇月以上はこれを1年に切り上げる。
- 8 前項の規定は、第17条第2号の規 定により退職手当の額を計算する場

号に掲げる職員については、この限 りでない。

(給料月額)

第 5 条 この条例で<u>「給料月額」</u>とは、職員の退職又は死亡の日における給料の月額をいう。<u>ただし、第 9</u>条の2、附則第 4 条及び附則第 8 条においては、単に給料の月額をいう。

(一般の退職手当)

第6条 退職した者に対する退職手当の額は、第8条、第9条及び第9条 の2の規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の基本額に、第10条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 「略]

2~6 [略]

7 前各項の規定により計算した在職 期間において、3箇月未満の在職期 間又は端数はこれを切り捨て、3箇 月以上9箇月未満は6箇月とし、9 箇月以上はこれを1年に切り上げ る。 合における勤続期間の計算について は、適用しない。

(自己の都合による退職等の場合の 退職手当の基本額)

- 第8条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、<u>退職</u>日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) <u>1年以上10年以下</u>の期間については、1年につき100分の100
  - (2) <u>11年以上15年以下</u>の期間については、1年につき100分の110
  - (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
  - (4) <u>21年以上25年以下</u>の期間については、1年につき100分の200
  - (5) <u>26年以上30年以下</u>の期間については、1年につき100分の160
  - (6) <u>31年以上の</u>期間については、1 年につき100分の120
- 2 前項に規定する者 (以下この項に おいて「自己都合等退職者」とい う。) に対する退職手当の基本額 は、自己都合等退職者が次の各号に 掲げる者に該当するときは、前項の

<u>(普通退職等の場合の退職手当の基</u> 本額)

- 第8条 次条の規定に該当する場合を除くほか、退職し、又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、その者の紛続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。
  - (1) <u>10年以下</u>の期間については、1 年につき100分の100
  - (2) <u>10年を超え15年以下</u>の期間については、1年につき100分の110
  - (3) <u>15年を超え20年以下</u>の期間については、1年につき100分の160
  - (4) <u>20年を超え25年以下</u>の期間については、1年につき100分の200
  - (5) <u>25年を超え30年以下</u>の期間については、1年につき100分の160
  - (6) <u>30年を超える</u>期間については、 1年につき100分の120
- 2 前項に規定する者に対する退職手 当の基本額は、同項の規定にかかわ らず、次の各号に掲げる区分に応 じ、同項の規定により計算した額に 当該各号に定める割合を乗じて得た

規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間<u>1年以上10年以下</u>の者 100分の60
- (2) 勤続期間<u>11年以上15年以下</u>の者100分の80
- (3) 勤続期間<u>16年以上19年以下</u>の者 100分の90

(定年退職等の場合の退職手当の基本額)\_

第9条 次の各号に掲げる者に対する 退職手当の基本額は、退職日給料月 額に、第3項から第5項までに規定 するその者の勤続期間の区分ごとに 当該区分に応じた割合を乗じて得た 額の合計額とする。 額とする。

- (1) 勤続期間<u>10年以下</u>の者 100分 の60
- (2) 勤続期間10年を超え15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間15年を超え20年未満の者 100分の90
- 3 第1項の規定により計算した退職 手当の基本額が、給料月額に47.709 を乗じて得た額を超えるときは、同 項の規定にかかわらず、その乗じて 得た額をその者の退職手当の基本額 とする。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)\_

第9条 行政整理により退職した者、 定年に達したことにより退職した者 (定年に達した者で神戸市職員の定 年等に関する条例(昭和59年3月条 例第59号)第4条の規定により引き 続き勤務した後退職したものを含 む。)その他これらに準ずる事由に より退職した者であつて規則で定め るもの、死亡した者であつてこれに 準ずるものとして規則で定めるもの 及び公務上の傷病若しくは通勤によ

- (1) 地方公務員法第28条の6第1項 の規定により退職した者(同法第 28条の7第1項の期限又は同条第 2項の規定により延長された期限 の到来により退職した者を含 む。)又はこれに準ずる他の法令 の規定により退職した者
- (2) 地方公務員法第28条第1項第4 号の規定による免職の処分を受け て退職した者
- (3) 公務上の傷病又は死亡により退職した者のうち規則で定めるもの
- (4) 通勤による傷病又は死亡により退職した者のうち規則で定めるもの
- (5) 法律の規定に基づく任期を終え て退職した者
- (6) その者の事情によらないで引き 続いて勤続することを困難とする 理由により退職した者で任命権者

る傷病によりその職に堪えずして退職し、又は公務上死亡し、若しくは通勤により死亡した者であつて規則で定めるものに対する退職手当の基本額は、その者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1) 10年以下の期間については、1 年につき100分の150

- (2) 10年を超え15年以下の期間につ いては、1年につき100分の165
- (3) 15年を超え20年以下の期間については、1年につき100分の205
- (4) 20年を超え25年以下の期間については、1年につき100分の190
- (5) 25年を超え30年以下の期間については、1年につき100分の185
- (6) 30年を超え32年以下の期間については、1年につき100分の110

が市長の承認を得たもの

- (7) 第10条の3第11項に規定する認 定を受けて同条第16項第3号に規 定する退職すべき期日に退職した 者
- 2 前項の規定は、傷病(公務上の傷 | 2 前項の規定にかかわらず、同項に 病及び通勤による傷病を除く。)を 事由とする休職期間の満了により退 職し、死亡(公務上の死亡及び通勤 による死亡を除く。)により退職し (規則で定めるものに限る。)、又 は定年に達した日以後その者の非違 によることなく退職した者(前項の 規定に該当する者を除く。)に対す る退職手当の基本額について準用す る。
- くほか、第1項に規定する勤続期間 の区分及び当該区分に応じた割合 は、次のとおりとする。

(1) 1年以上10年以下の期間につい ては、1年につき100分の150

- (7) 32年を超える期間については、 1年につき100分の100
- 規定する者のうち勤続期間が10年以 下であるものの同項の規定の適用に ついては、同項中「100分の150」と あるのは「100分の100」とし、勤続 期間が10年を超え20年以下であるも のの同項の規定の適用については、 同項中「100分の150」とあるのは 「100分の125」と、同項中「100分 の 165 」とあるのは「100 分の 137.5」と、同項中「100分の205」 とあるのは「100分の200」とする。
- 3 第5項の規定に該当する場合を除 | 3 前2項の規定は、傷病 (公務上の 傷病及び通勤による傷病を除く。) を事由とする休職期間の満了により 退職した者又は死亡した者(公務上 死亡した者及び通勤により死亡した 者を除く。)であつて規則で定める ものに対する退職手当の基本額の計 算について準用する。

- (2) 11年以上25年以下の期間につい ては、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間につい ては、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1 年につき100分の105
- 4 勤続期間が1年以上10年以下であ | 4 第1項(前項において準用する場 る者における前項の適用について は、同項第1号中「1年につき100 分の150」とあるのは「1年につき 100分の100」とする。
- 5 勤続期間が11年以上24年以下であ る者における第1項に規定する勤続 期間の区分及び当該区分に応じた割 合は、次のとおりとする。
  - (1) 1年以上10年以下の期間につい ては、1年につき100分の125
  - (2) 11年以上15年以下の期間につい ては、1年につき100分の137.5
  - (3) 16年以上24年以下の期間につい ては、1年につき100分の200

(給料月額の減額改定以外の理由に より給料月額が減額されたことがあ る場合の退職手当の基本額に係る特 例)

合を含む。以下この項において同 じ。)の規定により計算した退職手 当の基本額が、給料月額に47.709を 乗じて得た額を超えるときは、第1 項の規定にかかわらず、その乗じて 得た額をその者の退職手当の基本額 とする。

(給料月額の減額改定以外の理由に より給料月額が減額されたことがあ る場合の退職手当の基本額に係る特 例)

- 第9条の2 退職した者の基礎在職期 間中に、給料月額の減額改定(給料 月額の改定をする条例が制定された 場合において、当該条例による改定 により当該改定前に受けていた給料 月額が減額されることをいう。以下 同じ。) 以外の理由によりその者の 給料月額が減額されたことがある場 合において、当該理由が生じた日 (以下「減額日」という。) におけ る当該理由により減額されなかつた ものとした場合のその者の給料月額 のうち最も多いもの(以下「特定減 額前給料月額」という。)が、退職 日給料月額よりも多いときは、その 者に対する退職手当の基本額は、前 2条の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる額の合計額とする。
  - (1) 「略]
  - (2) <u>退職日給料月額</u>に、アに掲げる 割合からイに掲げる割合を控除し た割合を乗じて得た額
    - ア その者に対する退職手当の基本額が前2条の規定により計算 した額であるものとした場合に おける当該退職手当の基本額の

- 第9条の2 退職した者の基礎在職期 間中に、給料月額の減額改定(給料 月額の改定をする条例が制定された 場合において、当該条例による改定 により当該改定前に受けていた給料 月額が減額されることをいう。以下 同じ。) 以外の理由によりその者の 給料月額が減額されたことがある場 合において、当該理由が生じた日 (以下「減額日」という。) におけ る当該理由により減額されなかつた ものとした場合のその者の給料月額 のうち最も多いもの(以下「特定減 額前給料月額」という。)が、職員 の退職又は死亡の日における給料月 額よりも多いときは、その者に対す る退職手当の基本額は、前2条の規 定にかかわらず、次の各号に掲げる 額の合計額とする。
  - (1) 「略]
  - (2) 職員の退職又は死亡の日における給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
    - ア その者に対する退職手当の基本額が前2条の規定により計算 した額であるものとした場合に おける当該退職手当の基本額の

退職日給料月額に対する割合

イ [略]

2 [略]

(定年前早期退職者に対する退職手 当の基本額に係る特例)

第9条の3 第9条第1項(第1号、 第5号及び第6号を除く。)に規定 する者のうち、定年に達する日から 6月前までに退職した者であつて、 その勤続期間が20年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定 められているその者に係る定年から 20年を減じた年齢以上であるものに 対する第9条第1項及び前条第1項 の規定の適用については、次の表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句に読み替えるものとする。

読	み	読	み	読み替える字句
替	え	替	え	
る	規	ら	れ	
定		る	字	
		句		
第	9	句退	職	退職日給料月額及び
第条	9 第		職給	退職日給料月額及び 退職日給料月額に退

職員の退職又は死亡の日におけ る給料月額に対する割合

イ [略]

2 [略]

		額		られているその者に
				係る定年と退職の日
				におけるその者の年
				齢との差に相当する
				年数1年につき100
				分の3(退職の日に
				おいて定められてい
				るその者に係る定年
				と退職の日における
				その者の年齢との差
				に相当する年数が1
				年である職員にあつ
				ては、100分の2)
				を乗じて得た額の合
				計額
第	9	及	CV	並びに特定減額前給
条	Ø	特	定	料月額及び特定減額
2	第	減	額	前給料月額に退職の
1	項	前	給	日において定められ
	項 1	前料	給月	日において定められているその者に係る
1				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1 第		料		ているその者に係る
1 第		料		ているその者に係る 定年と退職の日にお
1 第		料		ているその者に係る 定年と退職の日にお けるその者の年齢と
1 第		料		ているその者に係る 定年と退職の日にお けるその者の年齢と の差に相当する年数
1 第		料		ているその者に係る 定年と退職の日にお けるその者の年齢と の差に相当する年数 1年につき100分の
1 第		料		ているその者に係る 定年と退職の日にお けるその者の年齢と の差に相当する年数 1年につき100分の 3 (退職の日におい

I		者の年齢との差に相
		当する年数が1年で
		ある職員にあつて
		は、100分の2)を
		乗じて得た額の合計
		額
第 9	退職	退職日給料月額及び
条の	日給	退職日給料月額に退
2 第	料月	職の日において定め
1 項	額に、	られているその者に
第 2		係る定年と退職の日
号		におけるその者の年
		齢との差に相当する
		年数1年につき100
		分の3(退職の日に
		おいて定められてい
		るその者に係る定年
		と退職の日における
		その者の年齢との差
		に相当する年数が1
		年である職員にあつ
		ては、100分の2)
		を乗じて得た額の合
		計額に、
第 9	前 号	その者が特定減額前
条の	に掲	給料月額に係る減額
2 第	げる	日のうち最も遅い日
1 項	額	の前日に現に退職し

男イ

(公務又は通勤によることの認定の 基準)

第9条の4 任命権者は、退職の理由 となつた傷病又は死亡が公務上のも の又は通勤によるものであるかどう かを認定するに当たつては、地方公 務員災害補償法の規定により職員の 公務上の災害又は通勤による災害に 対する補償を実施する場合における 認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第9条の5 第8条及び第9条の規定 により計算した退職手当の基本額が 退職日給料月額に47.709を乗じて得 た額を超えるときは、これらの規定 にかかわらず、その乗じて得た額を その者の退職手当の基本額とする。

- 2 その者の職員としての引き続いた 在職期間の初日の前日以前におい て、この条例の規定による一般の退 職手当の支給を受けたことがある場 合 (規則で定める場合に限る。) で あつて、現に支給を受けた退職手当 の基本額の当該退職手当に係る退職 日給料月額に対する割合(この条例 に基づく一般の退職手当の支給を受 けたことが2回以上ある場合にあつ ては、現に支給を受けたそれぞれの 退職手当の基本額の当該退職手当に 係る退職日給料月額に対する割合の 合計をいう。以下、「過去の支給割 合」という。)と、この退職におけ る第8条及び第9条の規定により計 算した退職手当の基本額の退職日給 料月額に対する割合の合計が47.709 を超えるときは、前項中「47.709」 とあるのは「47.709から過去の支給 割合を控除した割合」と読み替える ものとする。
- 第9条の6 第9条の2第1項の規定 により計算した退職手当の基本額が 次の各号に掲げる同項第2号イに掲 げる割合(以下、「特定減額前支給 割合」という。)の区分に応じ当該 各号に定める額を超えるときは、同

項の規定にかかわらず、当該各号に 定める額をその者の退職手当の基本 額とする。

- (1) 47.709以上 特定減額前給料月額に47.709を乗じて得た額
- (2) 47.709未満 特定減額前給料月額に特定減額前支給割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に47.709から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額
- 2 その者の職員としての引き続いた 在職期間の初日の前日以前におい て、この条例の規定による一般の退 職手当の支給を受けたことがある場 合 (規則で定める場合に限る。) で あつて、過去の支給割合とこの退職 における第9条の2第1項第2号ア に掲げる割合の合計が47.709を超え るときは、前項中「同項第2号イに 掲げる割合(以下、「特定減額前支 給割合」という。)の区分に応じ」 とあるのは「同項第2号イに掲げる 割合(以下、「特定減額前支給割 合」という。) と過去の支給割合の 合計の区分に応じ」と、同項第1号 中「47.709を乗じて」とあるのは 「47.709から過去の支給割合を控除 した割合を乗じて」と、同項第2号

中「当該割合」とあるのは「当該割 合と過去の支給割合の合計」と読み 替えるものとする。

第9条の7 第9条の3に規定する者 に対する前2条の規定の適用につい ては、次の表の左欄に掲げる規定中 同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

読	み	読み	替	読み替える字句
替	え	えら	れ	
る	規	る字	句	
定				
第	9	第 8	条	第9条の3の規定
条	Ø	及び	第	により読み替えて
5	第	9条		適用する第9条
1	項			
		退 職	日	退職日給料月額及
		給 料	月	び退職日給料月額
		額		に退職の日におい
				て定められている
				その者に係る定年
				と退職の日におけ
				るその者の年齢と
				の差に相当する年
				数 1 年につき100
				分の3(退職の日
				において定められ

		ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者に相 を を もる職員にある は、100分の2) を 乗じて得た額の
		合計額
	これら	第9条の3の規定
	0	により読み替えて
		適用する第9条の
第 9	第 8 条	第9条の3の規定
条の	及び第	により読み替えて
5 第	9条	適用する第9条
	1	
2 項		
2 項	退職日	退職日給料月額及
2 項	退職 日 給 料 月	退職日給料月額及 び退職日給料月額
2 項		
2 項	給料月	び退職日給料月額
2 項	給料月	び退職日給料月額に退職の日におい
2 項	給料月	び退職日給料月額 に退職の日におい て定められている
2 項	給料月	び退職日給料月額 に退職の日におい て定められている その者に係る定年
2 項	給料月	び退職日給料月額 に退職の日において定められている その者に係る定年 と退職の日におけ
2 項	給料月	び退職日給料月額 に退職の日におい て定められている その者に係る定年 と退職の日におけ るその者の年齢と
2 項	給料月	び退職日給料月額 に退職の日にとれる に定めるに係るに発 の職者の日におおる を退めるにはおいる を追いるの差に相当する年
2 項	給料月	び退職日給料月額に退職の日に退職の日にといるにはないるのではないののではない。 とき のの はい

	1	
		る定年と退職の日
		におけるその者の
		年齢との差に相当
		する年数が1年で
		ある職員にあつて
		は、100分の2)
		を乗じて得た額の
		合計額
第 9	第 9 条	第9条の3の規定
条の	の 2 第	により読み替えて
6 第	1 項の	適用する第9条の
1 項		2 第 1 項の
各 号		
列 記		
以 外		
の部		
分		
	同 項 第	第9条の3の規定
	2 号イ	により読み替えて
		適用する同項第2
		号イ
	同項の	同条の規定により
		読み替えて適用す
		る同項の
第 9	特定減	特定減額前給料月
条の	額前給	額及び特定減額前
6 第	料月額	給料月額に退職の
1 項		日において定めら
_		•

第	1				れているその者に
号					係る定年と退職の
					日におけるその者
					の年齢との差に相
					当する年数1年に
					つき 100 分の 3
					(退職の日におい
					て定められている
					その者に係る定年
					と退職の日におけ
					るその者の年齢と
					の差に相当する年
					数が1年である職
					員にあつては、
					100分の2)を乗
					じて得た額の合計
					額
第	9	特	定	減	特定減額前給料月
条	の	額	前	給	額及び特定減額前
6	第	料	月	額	
1	項				日において定めら
第	2				れているその者に
号					係る定年と退職の
					日におけるその者
					の年齢との差に相
					当する年数1年に
					つき 100 分の 3
					(退職の日におい

て定められている その者に係る定年 と退職の日におけ るその者の年齢と の差に相当する年 数が1年である職 員にあつては、 100分の2)を乗 じて得た額の合計 第9条の3の規定 により読み替えて 適用する第9条の 2 第 1 項第 2 号イ 並びに退職日給料 月額及び退職日給 料月額に退職の日 において定められ ているその者に係 る定年と退職の日 におけるその者の 年齢との差に相当 する年数1年につ き100分の3 (退 職の日において定 められているその 者に係る定年と退 職の日におけるそ

第

Ø 2

1 項 第

2 号 イ

及び退

職日給

料月額

9 条

第

の者の年齢との差 に相当する年数が 1年である職員に あつては、100分 の2)を乗じ た額の合計額 当該第9条の3の 合 規定により読み替 えて適用する同号 イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第10条 [略]

2、3 [略]

- 4 次の各号に掲げる者に対する退職 手当の調整額は、第1項の規定にか かわらず、当該各号に定める額とす る。
  - (1) 「略]
  - (2) 第9条第1項又は第2項に規定する者で勤続期間が5年未満のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、その者の職員としての引き続いた在職期間の初日の前日以前において、この条例の規定による一般の退職手当の支給を受けたことがあ

(退職手当の調整額)

第10条 [略]

2、3 [略]

- 4 次の各号に掲げる者に対する退職 手当の調整額は、第1項の規定にか かわらず、当該各号に定める額とす る。
  - (1) 「略]
  - (2) 第9条第1項又は第3項に規定 する者で勤続期間が5年未満のも の 第1項の規定により計算した 額の2分の1に相当する額

る場合 (規則で定める場合に限る。) における職員に対する退職手当の調整額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 次のア及びイに掲げる退職手当の調整額の算定の基礎となる基礎在職期間の各月を通算した各月ごとの調整月額のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額の範囲内で規則で定める額
  - ア 現に支給を受けた退職手当の 調整額(この条例に基づく一般 の退職手当の支給を受けたこと が2回以上ある場合にあつて は、現に支給を受けたそれぞれ の退職手当の調整額の合計をい う。第2号において同じ。)に おける基礎在職期間の初日の属 する月から当該基礎在職期間の 末日の属する月までの各月(休 職月等のうち規則で定めるもの を除く。)

イ この退職における基礎在職期

間の初日の属する月からその者 の基礎在職期間の末日の属する 月までの各月(休職月等のうち 規則で定めるものを除く。)

(2) 現に支給を受けた退職手当の調整額

#### 6 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

- 第10条の2 第9条第1項に規定する 者(同項第5号に規定する者を除 く。)で次の各号に掲げる者に該当 するものに対する退職手当の額が、 退職又は死亡の日におけるその者の 基本給月額に当該各号に掲げる割合 を乗じて得た額に満たないときは、 第6条、第9条、第9条の2及び前 条の規定にかかわらず、その類とす る。
  - (1) 勤続期間1年の者 100分の360
  - (2) 勤続期間2年の者 100分の450
  - (3) 勤続期間3年以上の者 100分 の540

(定年前に退職する意思を有する職

# 5 [略]

(一般の退職手当の額に係る特例)

- 第10条の2 第9条第1項に規定する者(法律の規定に基づく任期を終え 工退職した者を除く。)で次の各号に掲げる者に該当するものに対する 退職手当の額が、退職又は死亡の日におけるその者の基本給月額に当該 各号に掲げる割合を乗じて得た額に 満たないときは、第6条、第9条、 第9条の2及び前条の規定にかわらず、その乗じて得た額をその者の 退職手当の額とする。
  - (1) 勤続期間1年未満の者 100分 の270
  - (2) 勤続期間1年以上2年未満の者100分の360
  - (3) 勤続期間2年以上3年未満の者100分の450
  - (4) 勤続期間3年以上の者 100分 の540

員の募集等)

- 第10条の3 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から20年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集を行うことができる。
- 2 任命権者は、前項の規定による募集(以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たつては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項(以下この条において「募集実施要項」という。)を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
  - (1) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
  - (2) 募集する人数
  - (3) 募集の期間
  - (4) 募集の対象となるべき職員の範 囲
  - (5) 募集実施要項の内容を周知させ るための説明会を開催する予定が あるときは、その旨
  - (6) 第9項の規定による応募(以下 この条において単に「応募」とい う。)又は応募の取下げに係る手

続

- (7) 第12項の規定による通知の予定時期
- (8) 第7項に規定する時点で募集の 期間が満了するものとするとき は、その旨及び同項に規定する応 募上限数
- (9) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (10) その他規則で定める事項
- 3 任命権者は、募集実施要項に前項 第4号に掲げる職員を記載するとき は、当該職員の範囲に含まれる職員 の数が募集をする人数に1を加えた 人数以上となるようにしなければな らない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集 の期間を記載するときは、その開始 及び終了の年月日時を明らかにして しなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、 募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募 集の期間を延長した場合には、直ち にその旨及び延長後の募集の期間の 終了の年月日時を当該募集の対象と

<u>なるべき職員に周知しなければなら</u> <u>ない。</u>

- 7 任命権者が募集実施要項に募集の 期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数(以下この項において「応募上限数」という。)に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
  - (1) 第2条第2項及び第3項の規定 により職員とみなされる者
  - (2) 臨時的に任用される職員その他 の法律により任期を定めて任用さ れる者
  - (3) 第2項に規定する退職すべき期

日又は期間の末日が到来するまで に定年に達する者

- (4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の 取下げは職員の自発的な意思に委ね られるものであつて、任命権者は職 員に対しこれらを強制してはならな い。
- 11 任命権者は、応募をした職員(以下この条において「応募者」という。)について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定(以下この条において単に「認定」という。)をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であつて、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するため

に必要な方法を定め、募集実施要項 と併せて周知していたときは、任命 権者は、当該方法に従い、当該募集 をする人数を超える分の応募者につ いて認定をしないことができる。

- (1) 応募が募集実施要項又は第 9 項 の規定に適合しない場合
- (2) 応募者が応募をした後地方公務 員法第29条の規定による懲戒処分 又はこれに準ずる処分を受けた場 合
- (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為(在職期間中の応募者の非違に当たる行為であつて、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。)をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしな

い旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨(認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。) を応募者に書面により通知するものとする。

- 13 任命権者が募集実施要項において 退職すべき期間を記載した場合に は、認定を行つた後遅滞なく、当該 期間内のいずれかの日から退職すべ き期日を定め、規則で定めるところ により、前項の規定により認定をし た旨を通知した応募者に当該期日を 書面により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員 (以下この項及び次項において「認定応募者」という。)が第16項第3 号に規定する退職すべき期日(以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。)に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得

たときは、公務の能率的運営を確保 するために必要な限度で、退職すべ き期日を繰り上げ、又は繰り下げる ことができる。

- 15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定を受けた応募者が次の各号の いずれかに該当するときは、認定 は、その効力を失う。
  - (1) 第11条の2第1項各号のいずれ かに該当するに至つたとき。
  - (2) 第18条第1項又は第2項の規定 により退職手当を支給しない場合 に該当するに至つたとき。
  - (3) 募集実施要項に記載された退職 すべき期日若しくは第13項若しく は前項の規定により応募者に通知 された退職すべき期日が到来する までに退職し、又はこれらの期日 に退職しなかつたとき(前2号に 掲げるときを除く。)。
  - (4) 地方公務員法第29条の規定によ る懲戒処分(懲戒免職の処分及び 故意又は重大な過失によらないで

管理又は監督に係る職務を怠つた 場合における懲戒処分を除く。) 又はこれに準ずる処分を受けたと き。

(5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。

附則

第3条 当分の間、退職手当の基本額は第8条から第9条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とし、その額が退職日給料月額に47.709を乗じて得た額を超えるときの退職手当の基本額はその乗じて得た額とする。この場合において、第10条の2第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第3条」とする。

第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳(神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年10月条例第10号)第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例(昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧

附則

第3条 第8条第3項及び第9条第4 項の規定にかかわらず、当分の間、 退職手当の基本額は第8条第1項及び第 2項並びに第9条第1項及び第 2項の規定により計算した額に 100 分の83.7を乗じて得た額とし、その 額が給料月額に47.709を乗じて得た 額を超えるときの退職手当の基本額 はその乗じて得た額とする。この場 合において、第9条の2第1項中 「前2条」とあるのは、「前2条並 びに附則第3条」とし、第10条の2 第1項中「前条」とあるのは、「前 条及び附則第3条」とする。

第6条 当分の間、第9条第1項の規定は、60歳(神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年10月条例第10号)第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する条例(昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧

職員定年条例」という。)第3条第2号及び第4号に掲げる職員に相当する職員にあつては、63歳)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第9条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第8条の規定の適用については、同条第1項中「次条」とあるのは、「次条及び附則第6条」とする。

第9条 当分の間、第9条第1項第7 号に掲げる者に対する第9条の3及 び第9条の7の規定の適用について は、第9条の3本文中「定年に達す る日」とあるのは「定年(令和5年 旧職員定年条例第3条第2号に掲げ る職員に相当する職員及び附則第7 条各号に掲げる職員以外の者にあつ ては60歳とし、令和5年旧職員定年 条例第3条第2号に掲げる職員にあ つては63歳とし、附則第7条第1号 に掲げる職員にあつては65歳とし、 附則第7条第2号に掲げる職員にあ つては規則で定める年齢とする。) に達する日」と、第9条の3の表第 9条第1項の項、第9条の2第1項 職員定年条例」という。)第3条第 2号及び第4号に掲げる職員に相当 する職員にあつては、63歳)に達し た日以後その者の非違によることな く退職した者(定年の定めのない職 を退職した者及び第9条第1項又は 第3項の規定に該当する者を除 く。)に対する退職手当の基本額に ついて準用する。この場合には、同 条第1項中「次条」とあるの。 「次条及び附則第6条」とする。

第1号の項及び第9条の2第1項第 2号の項並びに第9条の7の表第9 条の5の項、第9条の6第1項第1 号の項及び第9条の6第1項第2号 の項中「その者に係る定年と退職の 日におけるその者の年齢との差に相 当する年数1年につき」とあるのは 「その者に係る定年(令和5年旧職 員定年条例第3条第2号に掲げる職 員及び附則第7条各号に掲げる職員 以外の者にあつては60歳とし、令和 5年旧職員定年条例第3条第2号に 掲げる職員にあつては63歳とし、附 則第7条第1号に掲げる職員にあつ ては65歳とし、附則第7条第2号に 掲げる職員にあつては規則で定める 年齢とする。) と退職の日における その者の年齢との差に相当する年数 1年につき」とする。

第10条 当分の間、第9条第1項第7 号に掲げる者(次の表の左欄に掲げ る者であつて、退職の日において定 められているその者に係る定年がそ れぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超 える者に限る。)(規則で定める者 を除く。)に対する第9条の3及び 第9条の7の規定の適用について は、第9条の3本文中「6月」とあ るのは「0月」と、同条の表第9条第1項の項、第9条の2第1項第1号の項及び第9条の2第1項第2号の項並びに第9条の7の表第9条の5の項、第9条の6第1項第1号の項及び第9条の6第1項第2号の項中「100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2)」とあるのは「100分の3」とする。

令和5年旧職員定年	60歳
条例第3条第2号に	
掲げる職員及び附則	
第7条各号に掲げる	
職員以外の者	
令和5年旧職員定年	63歳
条例第3条第2号に	
掲げる職員に掲げる	
職員	
附則第7条第1号に	65歳
掲げる職員	
附則第7条第2号に	規則で定め
掲げる職員	る年齢

第11条当分の間、第9条第1項(第1号、第5号及び第6号を除く。)に規定する者に対する第9条

の3の規定の適用及び第10条の3の 規定の適用については、第9条の3 本文及び第10条の3第1項中「20年 を」とあるのは「15年を」とするほ か、前条の表の左欄に掲げる者の区 分に応じ、第9条の3本文中「退職 の日において定められているその者 に係る定年」とあり、及び第10条の 3第1項中「定年」とあるのは、 「定年前」である場合を除き、それ ぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第12条 当分の間、第9条第1項第2 号から第4号に掲げる者であつて附 則第10条の表の左欄に掲げる者が同 表の右欄に掲げる年齢に達する日前 に退職したときにおける第9条の3 及び第9条の7の規定の適用につい ては、第9条の3の表第9条第1項 の項、第9条の2第1項第1号の項 及び第9条の2第1項第2号の項並 びに第9条の7の表第9条の5の 項、第9条の6第1項第1号の項及 び第9条の6第1項第2号の項中 「100分の3 (退職の日において定 められているその者に係る定年と退 職の日におけるその者の年齢との差 に相当する年数が1年である職員に あつては、100分の2)」とあるのは、「附則第10条の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

第13条 当分の間、第9条第1項第2 号から第4号に掲げる者であつて附 則第10条の表の左欄に掲げる者が同 表の右欄に掲げる年齢に達した日以 後に退職したときにおける第9条の 3及び第9条の7の規定の適用につ いては、第9条の3の表第9条第1 項の項、第9条の2第1項第1号の 項及び第9条の2第1項第2号の項 並びに第9条の7の表第9条の5の 項、第9条の6第1項第1号の項及 び第9条の6第1項第2号の項中 「100分の3(退職の日において定 められているその者に係る定年と退 職の日におけるその者の年齢との差 に相当する年数が1年である職員に あつては、100分の2)」とあるの は、「100分の2を退職の日におい て定められているその者に係る定年 と退職の日におけるその者の年齢と の差に相当する年数で除して得た割 合」とする。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第3条 神戸市職員の定年等に関する条例 (昭和59年3月条例第59号) の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

### 改正後

(管理監督職勤務上限年齢制の対象 となる管理監督職)

- 第 6 条 法第 28条の 2 第 1 項に規定す 第 6 条 法第 28条の 2 第 1 項に規定する条例で定める職は、<u>次の各号に掲</u>る条例で定める職は、<u>神戸市職員の</u> <u>げる職とする。</u> 給与等に関する条例(昭和 26年 3 月
  - (1) 神戸市職員の給与等に関する 条例(昭和26年3月条例第8号)第10条の6第1項に規定する人事 委員会規則で指定する職
  - (2) 教育職給料表(2)及び教育職給

### 改正前

(管理監督職勤務上限年齢制の対象 となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、神戸市職員の 給与等に関する条例(昭和26年3月 条例第8号)第10条の6第1項に規 定する人事委員会規則で指定する職 とする。 料表(5)の適用を受ける4級以上 の職員及び教育職給料表(3)の適 用を受ける3級の職員のうち、神 戸市職員の給与等に関する条例第 10条の6の規定による管理職手当 を支給されない職

2 [略]

2 [略]

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (平成13年12月条例第49 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

# 改正後

(職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例)

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号。以下「退職手当金条例」という。)の規定の適用については、派

## 改正前

(職務に復帰した職員等に関する退職手当金条例の特例)

第7条 職員派遣後職務に復帰した職員が退職した場合(派遣職員がその職員派遣の期間中に退職した場合を含む。)における神戸市職員退職手当金条例(昭和24年9月条例第147号。以下「退職手当金条例」という。)の規定の適用については、派

遺先団体の業務(当該業務に係る通 動を含む。)に係る業務上の傷病又 は死亡は、退職手当金条例第7条第 4項並びに<u>第9条第1項及び第2項</u> に規定する公務上の傷病又は死亡と みなす。

#### $2 \sim 4$ 「略]

(採用された職員に関する退職手当 金条例の特例)

第17条 法第10条第1項の規定により 採用された職員に関する退職手当金 条例の規定の適用については、特定 法人の業務(当該業務に係る通勤を 含む。)に係る業務上の傷病又は死 亡は、退職手当金条例第7条第4項 並びに第9条第1項及び第2項に規 定する公務上の傷病又は死亡とみな す。 遺先団体の業務(当該業務に係る通 動を含む。)に係る業務上の傷病又 は死亡は、退職手当金条例第7条第 4項並びに第9条第1項及び第3項 に規定する公務上の傷病又は死亡と みなす。

### $2 \sim 4$ 「略]

(採用された職員に関する退職手当 金条例の特例)

第17条 法第10条第1項の規定により 採用された職員に関する退職手当金 条例の規定の適用については、特定 法人の業務(当該業務に係る通勤を 含む。)に係る業務上の傷病又は死 亡は、退職手当金条例第7条第4項 並びに第9条第1項及び第3項に規 定する公務上の傷病又は死亡とみな す。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (令和2年12 月条例第30号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

附 則

附則

(号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)

- 第6条 施行日の前日において給料表 の適用を受けていた職員が退職し、 又は死亡し、退職手当(神戸市職員 退職手当金条例の規定により支給さ れる退職手当をいう。以下同じ。) の支給を受けることとなる場合にお いて、退職又は死亡の日の給料月額 が、退職又は死亡の日におけるその 者の給料月額と附則第4条の規定に より支給する給料の額との合計額に 満たないときは、退職又は死亡の日 におけるその者の給料月額と附則第 4条の規定により支給する給料の額 との合計額をもって、神戸市職員退 職手当金条例第5条に規定する退職 日給料月額とする。
- 2 神戸市職員退職手当金条例第9条 の2第1項に規定する特定減額前給 料月額に係る減額日のうち最も遅い 日の前日(以下、「特定日」とい う。以下同じ。)において附則第4 条の規定による給料を支給されてい た職員が退職し、又は死亡し、退職

(号給の切替えに伴う退職手当に関する経過措置)

改正前

手当の支給を受けることとなる場合 において、特定日における給料月額 が、特定日におけるその者の給料月 額と附則第4条の規定により支給す る給料の額との合計額に満たないと きは、特定日におけるその者の給料 月額と附則第4条の規定により支給 する給料の額との合計額をもって、 神戸市職員退職手当金条例第9条の 2第1項に規定する特定減額前給料 月額とする。

(職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 (令和4年3 月条例第50号) の一部を次のように改正する。

第2条中神戸市職員の給与等に関する条例別表第3の改正規定を次のように改正する。

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の	職務	[略]	2 級	[略]
区分	の級			
	号給	[略]	給料月	[略]
			額	
再任用		[略]	円	[略]
職員以	1		183, 300	
外の職	2		185, 100	
員	3		187,000	

別表第3 教育職給料表(第3条関係)

ア [略]

イ 教育職給料表(2)

職員の	職務	[略]	2 級	[略]
区分	の級			
	号給	[略]	給料月	[略]
			額	
再任用		[略]	円	[略]
職員以	1		181,700	
外の職	2		183, 500	
員	3		185, 300	

4       188,900       4       187,200         5       190,800       5       189,000         6       192,700       6       190,900         7       194,600       7       192,800         8       196,500       8       194,700         9       198,500       9       196,600         10       200,500       10       198,600         11       202,500       11       200,600         12       204,500       12       202,600         13       206,500       13       204,500         14       208,600       14       206,600         15       210,600       15       208,600         16       212,600       16       210,600         17       214,600       17       212,600         18       216,300       18       214,400         19       218,000       19       216,200         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24	1		1 1	1	1 1
6       192,700       6       190,900         7       194,600       7       192,800         8       196,500       8       194,700         9       198,500       9       196,600         10       200,500       10       198,600         11       202,500       11       200,600         12       204,500       12       202,600         13       206,500       13       204,500         14       208,600       14       206,600         15       210,600       15       208,600         16       212,600       16       210,600         17       214,600       17       212,600         18       216,300       18       214,400         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27<		4	188,900	4	187, 200
7       194,600       7       192,800         8       196,500       8       194,700         9       198,500       9       196,600         10       200,500       10       198,600         11       202,500       11       200,600         12       204,500       12       202,600         13       206,500       13       204,500         14       208,600       14       206,600         15       210,600       15       208,600         16       212,600       16       210,600         17       214,600       17       212,600         18       216,300       18       214,400         19       218,000       19       216,200         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         2		5	190,800	5	189,000
8       196,500       8       194,700         9       198,500       9       196,600         10       200,500       10       198,600         11       202,500       11       200,600         12       204,500       12       202,600         13       206,500       13       204,500         14       208,600       14       206,600         15       210,600       15       208,600         16       212,600       16       210,600         17       214,600       17       212,600         18       216,200       20       218,000         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300 <td< td=""><td></td><td>6</td><td>192,700</td><td>6</td><td>190, 900</td></td<>		6	192,700	6	190, 900
9       198,500       9       196,600         10       200,500       10       198,600         11       202,500       11       200,600         12       204,500       12       202,600         13       206,500       13       204,500         14       208,600       14       206,600         15       210,600       15       208,600         16       212,600       16       210,600         17       214,600       17       212,600         18       216,300       18       214,400         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       228,000       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400         <		7	194,600	7	192,800
10       200,500       10       198,600         11       202,500       11       200,600         12       204,500       12       202,600         13       206,500       13       204,500         14       208,600       14       206,600         15       210,600       15       208,600         16       212,600       16       210,600         17       214,600       17       212,600         18       216,300       18       214,400         19       218,000       19       216,200         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400		8	196,500	8	194,700
11       202,500       11       200,600         12       204,500       12       202,600         13       206,500       13       204,500         14       208,600       14       206,600         15       210,600       15       208,600         16       212,600       16       210,600         17       214,600       17       212,600         18       216,300       18       214,400         19       218,000       19       216,200         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       30       236,400         30       240,700       30       238,900 <td></td> <td>9</td> <td>198, 500</td> <td>9</td> <td>196,600</td>		9	198, 500	9	196,600
12       204,500       12       202,600         13       206,500       13       204,500         14       208,600       14       206,600         15       210,600       15       208,600         16       212,600       16       210,600         17       214,600       17       212,600         18       216,300       18       214,400         19       218,000       19       216,200         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       30       236,400         30       240,700       30       238,900		10	200,500	10	198,600
13       206, 500       13       204, 500         14       208, 600       14       206, 600         15       210, 600       15       208, 600         16       212, 600       16       210, 600         17       214, 600       17       212, 600         18       216, 300       18       214, 400         19       218, 000       19       216, 200         20       219, 700       20       218, 000         21       221, 400       21       219, 600         22       223, 500       22       221, 700         23       225, 600       23       223, 800         24       227, 700       24       225, 900         25       229, 800       25       228, 000         26       231, 900       26       230, 100         27       234, 000       27       232, 200         28       236, 100       28       234, 300         29       238, 200       29       236, 400         30       240, 700       30       238, 900		11	202,500	11	200,600
14       208,600       14       206,600         15       210,600       15       208,600         16       212,600       16       210,600         17       214,600       17       212,600         18       216,300       18       214,400         19       218,000       20       218,000         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400         30       240,700       30       238,900		12	204,500	12	202,600
15       210,600       15       208,600         16       212,600       16       210,600         17       214,600       17       212,600         18       216,300       18       214,400         19       218,000       19       216,200         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400         30       240,700       30       238,900		13	206, 500	13	204, 500
16       212,600       16       210,600         17       214,600       17       212,600         18       216,300       18       214,400         19       218,000       19       216,200         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400         30       240,700       30       238,900		14	208,600	14	206,600
17       214,600       17       212,600         18       216,300       18       214,400         19       218,000       19       216,200         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400         30       240,700       30       238,900		15	210,600	15	208, 600
18       216,300       18       214,400         19       218,000       19       216,200         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400         30       240,700       30       238,900		16	212,600	16	210,600
19       218,000       19       216,200         20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400         30       240,700       30       238,900		17	214,600	17	212,600
20       219,700       20       218,000         21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400         30       240,700       30       238,900		18	216,300	18	214, 400
21       221,400       21       219,600         22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400         30       240,700       30       238,900		19	218,000	19	216, 200
22       223,500       22       221,700         23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400         30       240,700       30       238,900		20	219,700	20	218,000
23       225,600       23       223,800         24       227,700       24       225,900         25       229,800       25       228,000         26       231,900       26       230,100         27       234,000       27       232,200         28       236,100       28       234,300         29       238,200       29       236,400         30       240,700       30       238,900		21	221, 400	21	219,600
24     227,700     24     225,900       25     229,800     25     228,000       26     231,900     26     230,100       27     234,000     27     232,200       28     236,100     28     234,300       29     238,200     29     236,400       30     240,700     30     238,900		22	223, 500	22	221,700
25     229,800     25     228,000       26     231,900     26     230,100       27     234,000     27     232,200       28     236,100     28     234,300       29     238,200     29     236,400       30     240,700     30     238,900		23	225,600	23	223,800
26     231,900     26     230,100       27     234,000     27     232,200       28     236,100     28     234,300       29     238,200     29     236,400       30     240,700     30     238,900		24	227,700	24	225,900
27     234,000     27     232,200       28     236,100     28     234,300       29     238,200     29     236,400       30     240,700     30     238,900		25	229,800	25	228,000
28     236, 100       29     238, 200       30     240, 700         28     234, 300       29     236, 400       30     238, 900		26	231,900	26	230, 100
29     238, 200       30     240, 700         29     236, 400       29     238, 900		27	234,000	27	232, 200
30 240,700 30 238,900		28	236, 100	28	234, 300
		29	238, 200	29	236, 400
31 243, 100 31 241, 400		30	240,700	30	238, 900
		31	243, 100	31	241, 400

32	245, 600	32	243,900
33	247, 900	33	246, 300
34	250, 300	34	248, 700
35	252, 700	35	251, 200
36	255,000	36	253,600
37	257, 500	37	256,000
38	260,000	38	258, 500
39	262, 400	39	261,000
40	264, 900	40	263, 500
41	267, 300	41	265, 900
42	269, 700	42	268, 300
43	272,000	43	270,700
44	274, 400	44	273, 100
45	276,800	45	275,500
46	278,900	46	277,600
47	281,000	47	279,700
48	283, 100	48	281,800
49	285, 100	49	283,800
50	287, 300	50	286, 100
51	289, 500	51	288, 400
52	291,700	52	290,700
53	293, 800	53	292, 900
54	296, 200	54	295, 400
55	298, 600	55	297,800
56	301, 100	56	300, 400
57	303, 500	57	302, 900
58	306, 100	58	305, 500
59	308, 700	59	308, 100

61 62 63	313, 800 316, 300	61 62	313, 400
	316, 300	62	
63		54	315,900
	318,500	63	318, 200
64	320,800	64	320,500
65	323, 400	65	323,000
66	325, 800	66	325,400
67	328, 200	67	327,800
68	330, 500	68	330, 200
69	332,800	69	332,400
70	334, 900	70	334,600
71	337,000	71	336,700
72	339, 100	72	338,900
73	341, 200	73	340,900
74	343, 400	74	343,000
75	345,500	75	345,200
76	347,600	76	347, 300
77	349,700	77	349,400
78	351,800	78	351,500
79	353,800	79	353,500
80	355,800	80	355,500
81	357, 800	81	357, 500
82	359,900	82	359,600
83	361,900	83	361,600
84	363, 900	84	363,600
85	365, 900	85	365,600
86	367, 800	86	367,600
87	369, 700	87	369,500

1 1	l I		1 1	<b>1</b> 1
	88	371,600	88	371,400
	89	373, 500	89	373,300
	90	375, 400	90	375, 200
	91	377, 300	91	377, 100
	92	379, 200	92	379,000
	93	381,000	93	380,800
	94	382,800	94	382,600
	95	384,600	95	384, 400
	96	386,400	96	386, 200
	97	388, 200	97	388,000
	98	390,000	98	389,800
	99	391,800	99	391,600
	100	393,600	100	393, 400
	101	395,300	101	395, 100
	102	396,900	102	396,700
	103	398, 500	103	398, 300
	104	400,000	104	399,800
	105	401,500	105	401,300
	106	402,200	106	402, 100
	107	402,900	107	402,800
	108	403,600	108	403,500
	109	404,200	109	404, 100
	110	404,900	110	404,800
	111	405,600	111	405,600
	112	406,300	112	406, 300
	113	406,900	113	406,800
	114	407,600	114	407,500
	115	408,300	115	408, 300

116	409, 100	116	409, 100
117	409,600	117	409,600
118	410,300	118	410, 300
119	411,000	119	411,000
120	411,600	120	411,600
121	412,200	121	412, 200
122	412,800	122	412,800
123	413,400	123	413, 400
124	413,900	124	413,900
125	414,400	125	414, 400
126	414,900	126	414,900
127	415, 400	127	415, 400
128	415,900	128	415,900
129	416,400	129	416, 400
130	416,800	130	416,800
131	417,200	131	417, 200
132	417,600	132	417,600
133	418,000	133	418,000
134	418,400	134	418, 400
135	418,800	135	418,800
136	419,200	136	419, 200
137	419,500	137	419,500
138	419,800	138	419,800
139	420, 100	139	420, 100
140	420, 400	140	420, 400
141	420,700	141	420,700
142	421,000	142	421,000
143	421, 300	143	421,300

1 1	I I		1 1	
	144	421,600	144	421,600
	145	421,800	145	421,800
	146	422, 100	146	422, 100
	147	422,400	147	422,400
	148	422,700	148	422,700
	149	422,900	149	422,900
	150	423, 200	150	423, 200
	151	423,500	151	423,500
	152	423,700	152	423,700
	153	423,900	153	423,900
	154	424, 200	154	424, 200
	155	424,500	155	424,500
	156	424,700	156	424,700
	157	424,900	157	424,900
	158	425,200	158	425, 200
	159	425,500	159	425,500
	160	425,700	160	425,700
	161	425,900	161	425,900
	162	426, 200	162	426, 200
	163	426,500	163	426,500
	164	426,700	164	426,700
	165	426,900	165	426,900
	166	427, 200	166	427, 200
	167	427,500	167	427, 500
	168	427,700	168	427,700
	169	427,900	169	427,900
	170	428, 200	170	428, 200
	171	428,500	171	428,500

		172		428,700				172		428, 700	
		173		428,900				173		428,900	
		174		429, 200				174		429, 200	
		175		429,500				175		429,500	
		176		429,700				176		429,700	
		177		429,900				177		429,900	
	[略]		[略]	[略]	[略]		[略]		[略]	[略]	[略]
	備考	[略	· ]				備考	[ ]	咯]		
ゥ	~ オ	[略]				ゥ	~才	[略]			

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及 び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線 又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附則	附則
(給料表の改定に伴う経過措置)	(給料表の改定に伴う経過措置)
第3条 [略]	第 3 条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 前2項の規定は、給与条例附則第	
12項の適用を受ける職員には適用し	
<u>ない。</u>	
(退職手当に関する経過措置)	(退職手当に関する経過措置)
第5条 施行日の前日において給料表	第5条 施行日の前日において給料表
の適用を受けていた職員が退職し、	の適用を受けていた職員が退職し、

又は死亡し、退職手当(神戸市職員 退職手当金条例(昭和24年9月条例 第147号)の規定により支給される 退職手当をいう。以下同じ。)の支 給を受けることとなる場合におい て、退職又は死亡の日の給料月額 が、退職又は死亡の日におけるその 者の給料月額と附則第3条第1項又 は第2項の規定により支給する給料 の額との合計額に満たないときは、 退職又は死亡の日におけるその者の 給料月額と附則第3条第1項又は第 2項の規定により支給する給料の額 との合計額をもって、神戸市職員退 職手当金条例第5条に規定する退職 日給料月額とする。

2 神戸市職員退職手当金条例第9条 の2第1項に規定する特定減額前給 料月額に係る減額日のうち最も遅い 日の前日(以下、「特定日」とい う。以下同じ。)において附則第3 条第1項又は第2項の規定による給 料を支給されていた職員が退職し、 又は死亡し、退職手当の支給を受け ることとなる場合において、特定日 における給料月額が、特定日におけ るその者の給料月額と附則第3条第 1項又は第2項の規定により支給す 又は死亡し、退職手当金条例(昭和24年9月条例 第147号)の規定により支給。)の規定により支給。)の規定によりである。)によりである。)によりである。)におりることとなる。となる。)に対りることとの日の給料月額とにある。 第1項又は死亡の日の規定に満条第では第2項の規定に満条第では第2項の規定に満条第では第2項の規定にある。 第1項の規定によりである。 第2項の規定によりでは第2項の規定によりでは第2項の規定によりである。 第1項の規定によりである。 第2項の規定によりでは第2項の規定によりでは第2項の規定によりである。 第1項の規定によりでは第1項の規定によりである。 第1項の規定によりでは対しては第2項の規定によりである。 第1項の額とのの第2を第1項の規定によりである。 第1項の額とのの第2を第1項の規定によりでは第2項の規定によりである。 る給料の額との合計額に満たないと きは、特定日におけるその者の給料 月額と附則第3条第1項又は第2項 の規定により支給する給料の額との 合計額をもって、神戸市職員退職手 当金条例第9条の2第1項に規定す る特定減額前給料月額とする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第6条のうち神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例第 2条中神戸市職員の給与等に関する条例別表第3の改正規定 公布の日
  - (2) 第1条中神戸市職員の給与等に関する条例第4条第8項並びに別表第1、 別表第2、別表第4(各別表の備考2を除く。)及び別表第6の改正規定 令和6年4月1日

(昇給に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例(以下、「改正後の給与条例」という。)第4条第7項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員であって次の各号に該当するもの(附則別表第1の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に該当する職員を除く。)に対する改正後の給与条例第4条第8項の適用については、同項の施行日から令和10年3月31日までの間においては、なお従前の例による。この場合において、第1条の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例第4条第8項中「2号給」とあるのは、「1号給」とする。
  - (1) 神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年 10月条例第10号)第1条の規定による改正前の神戸市職員の定年等に関する 条例(昭和59年3月条例第59号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。) 第3条第1号及び第2号に掲げる職員以外の者であって、当該昇給を行う年

度における4月1日時点の年齢が60歳未満のもの

- (2) 令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員であって、当該昇給を 行う年度における4月1日時点の年齢が63歳未満のもの
- (3) 令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員であって、当該昇給を 行う年度における4月1日時点の年齢が65歳未満のもの

(退職手当に関する経過措置)

第3条 職員が施行日から令和7年3月31日までの間に新制度適用職員(職員で あって、その者が施行日以後に退職することにより、第2条の規定による改正 後の神戸市職員退職手当金条例(以下「令和5年改正退職手当金条例」とい う。)の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同 じ。)として令和5年改正退職手当金条例第9条第1項若しくは第2項又は附 則第6条の規定により退職した場合において、その者が施行日の前日に第2条 の規定による改正前の神戸市職員退職手当金条例(以下「令和5年改正前退職 手当金条例」という。)第9条第1項又は第3項の規定により退職したものと し、かつ、その者の同日までの勤続期間、同日における給料月額(他の職員と の均衡を考慮して任命権者が別に定める者については任命権者が定める給料月 額に相当する額)を基礎として、令和5年改正前退職手当金条例第9条及び附 則第3条の規定により計算した退職手当の基本額が、令和5年改正退職手当金 条 例 第 9 条 か ら 第 9 条 の 7 ま で 及 び 附 則 第 3 条 及 び 附 則 第 6 条 か ら 附 則 第 13条 までの規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、これらの規定 にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退 職手当の基本額とする。

(施行細則の委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、第1条の規定の施行に関し必要な事項は、 人事委員会規則で定め、第2条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が 定める。

### 附則別表第1

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	6級から8級まで

消防職給料表	6級及び7級
教育職給料表(2)	5 級
教育職給料表(5)	5 級
医療職給料表(1)	3級及び4級
医療職給料表(2)	6 級

理由

職員の人事・給与に関する制度の見直しを実施するに当たり、条例を改正する 必要があるため。